

第 195回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第195回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和7年3月14日（金）午後1時29分～午後3時35分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 役員会議室

3 議題

契約弁護士に対してとる措置について

午後 1 時29分開会

○高橋委員長 寒くなったり、暖かくなったりという、そういう季節ですが、どうも御参集いただきありがとうございます。195回、あと 5 回で200回になるそうです。今日は全委員が御出席でございますので、定足数に問題はございません。

では、配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。

本日の審議予定は通常の場合が 5 件ございます。令和 6 年審第27号、資料 1、1－1、続いて、令和 6 年審第24号、資料 2、2－1、令和 6 年審第26号、資料 3、資料 3－1、令和 6 年審第29号、資料 4、4－1、4－2、最後に令和 6 年審第30号、資料 5、5－1となっております。

資料は以上です。

○高橋委員長 今御説明のように、今日は 5 件でございますが、5 件ですので、4 時半まで時間をお取りいただいておりますが、そこまでいくかもしれません。

それでは、最初の案件の事前説明ですが、令和 6 年審第27号、資料 1、1－1、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 6 年審第27号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 資料 3 の事件、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 6 年審第26号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 順番を変えましたが、それでは、資料 2 の令和 6 年審第24号です。説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 6 年審第24号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 では、続けて、資料 4 の事件、令和 6 年審第29号、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和6年審第29号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、5番目の事件ですが、令和6年審第30号、御説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和6年審第30号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、本日の5件、終了いたしました。

では、今後の日程について、御連絡をお願いいたします。

○事務局 今後の予定について、御案内いたします。

新年度4月の審査委員会は、4月18日金曜日、午後1時30分からを予定しております。審議いただく案件は新件3件を予定しております。資料につきましては、準備ができ次第、招集通知と併せて郵送いたしますので、御確認ください。

事務局からは以上になります。よろしくお願いいたします。

○高橋委員長

それでは、今日はこれで終了ということです。どうもありがとうございました。

午後3時35分閉会